

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和4年度第1回津市いじめ対策会議
2 開催日時	令和5年1月26日(木) 午後6時30分から午後7時30分まで
3 開催場所	津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
4 出席した者の名前	(津市いじめ対策会議委員) 前田なをみ、白山雄一郎、山下純生、山城洋樹、倉田幸夫、川合陽一郎、鎌塚有貴 (事務局) 津市教育委員会 教育長 森昌彦 津市教育委員会事務局 学校教育・人権教育担当理事 伊藤雅子 教育研究支援課長 奥田幸伸 人権教育課長 鈴木武史 青少年・公民館事業担当参事 橋本知巳 教育研究支援課主幹 岡田興昌 教育研究支援課副主幹 清長隆司、平充央
5 内容	1 教育長挨拶 2 配付資料等の確認 3 会長・副会長の選出 4 報告事項 津市立小中学校におけるいじめの状況について 5 協議事項 (1) いじめ認知件数の増加について (2) 解決が困難な事例について 6 諸連絡
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	教育研究支援課 生徒指導・保健担当 電話番号 059-229-3293 E-mail 226-3164@city.tsu.lg.jp

令和4年度第1回津市いじめ対策会議 議事概要

令和4年度第1回津市いじめ対策会議

(事務局)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。本日は大変ご多用の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから令和4年度第1回津市いじめ対策会議を開催したいと思います。議事に入るまでは事務局の方で説明させていただきます事をご了承いただきますようお願いいたします。本会議は7名の委員様で構成していただいております。ただいま7名全員ご出席をいただいておりますので、津市いじめ対策会議条例第6条第2項に定める本会議の開催に必要な委員数に達していることをご報告いたします。本会議につきましては津市情報公開条例第23条の規定により、議事録を津市ホームページで公開することとなっております。なお、本日の会議の終了時刻は午後7時30分となっておりますので、会議の進行にご協力いただきますようお願いいたします。また、今日お越しの鎌塚委員におかれましては、この後に授業がございまして、参加いただける時間までご参加いただけるという事で事前にご連絡をいただいておりますので、どうぞ宜しくをお願いいたします。

それでは本会議の開催にあたり、本来であれば委嘱式をさせていただくところですが、情報交流等の時間確保のため、お手元の封筒に入れさせていただきます。委員の皆様どうぞよろしくをお願いいたします。さらに開会の前に本会議の開催の経緯についてご説明します。本会議はお手元の資料2にございます津市いじめ対策会議条例、こちらの第2条に基づきまして、津市におけるいじめ防止対策に関する事項の審議及び、いじめ重大事態等に関する調査を行っていただく機関となっております。本市では重大事態が発生していない場合でも、年1回の開催をさせていただいておりますが、令和2年度、3年度と新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見合わせておりました。令和4年度は現時点で重大事態としてご審議いただく内容はございませんが、委員の皆様にお集まりいただき、本市におけるいじめの状況や対策についてご審議をいただく事が重要であると考え、感染対策を講じたうえで開催させていただく事となりました。委員の皆様、本日は宜しくをお願いいたします。それでは開会にあたりまして津市教育委員会教育長森昌彦がご挨拶を申し上げます。

1 教育長挨拶

(教育長)

皆様こんばんは。本当にお忙しい中、また非常に寒い中、ご参集賜りまして本

当にありがとうございます。また平素は津市の教育行政に対しまして多大なるご支援いただいておりますことを深く感謝申し上げますという次第です。この津市いじめ対策会議ですけども、今、平の方から話がありましたように、一つの目的としては、重大事態に関する事実関係の調査という大きな目的がありますが、今日の会議の中では、重大事態についての協議はございません。ただ、いじめの認知件数が増えているというのは、認知についての定義の理解が進んで、各学校が積極的に認知をしているという事が大きな要因であるとは言われてるものの、この3年間のコロナの状況の中で本当にそれだけの認識ではないだろうかと、コロナという状況の中で、色々な学校生活等の中で、色々な意味でいじめ事案というのは増えてるんじゃないかということを思っております。そんなこともありまして、ぜひ今日の会議の中では、それぞれの委員の立場で、情報交換であったりとか色々なお考えを聞かせていただいて、今後の津市の取組にいかしていけたらと思っております。最後に限られた時間になりますが、忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願いしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして配布資料を確認させていただきます。お手元にホッチキス止めをしたものでございまして、事項書の次から資料1、それから2、3、4、5とありまして、資料は全て合わせまして6までございます。さらに一番最後に座席表を付けさせていただきますので、全部で7点ございますので不足等がございましたらお教えいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは次の委員紹介及び人員改正についてですが、資料1 委員名簿の方をご覧いただきたいと思っております。委員の皆様様の審議時間の確保のため名簿をご覧いただくことともに、一番最後に付けさせていただきました座席表をご覧いただくという形で紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして事項書3 会長及び副会長の選出に移りたいと思っております。資料2の津市のいじめ対策会議条例こちらの第5条により、本対策会議に会長及び副会長を委員の皆様様の互選により定めることとなっております。そちらに関してはいかがいたしましょうか。一任いただけるという事でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは本会議の会長を津市人権・同和教育研究協議会会長の川合陽一郎さんをお願いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。ありがとうございます。続きまして本会議の副会長を津市スクールカウンセラー代表の前田なおみ様をお願いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。ありがとうございます。それでは、津市いじめ対策条例第6

条第1項により会長が議長となるとありますので、これから先の議事につきましては川合会長、前田副会長に進行お願いいたします。会長、副会長席へ御移動をお願いします。それではよろしく申し上げます。

(川合会長)

失礼します。会長を拝命いたしました川合でございます。私の胸に刺さっている二つの言葉がありますので、それをご紹介をさせていただいて会長の就任の挨拶に代えたいと思います。2011年の10月11日に大津において、中学2年生の尊い命が奪われたという事件がありました。昨年度はその事件が起こってから10年が経過いたしました。その時にお父様がどんなことをおっしゃったかという、息子は10年たっても変わらない世の中について、酷く悲しんできたいと思う。その言葉は今自分の胸に突き刺さっています。また自校で重大事案に近いような形のいじめ事案が起こった時に、被害者の保護者からいただいた言葉に、Aさんという子がいるんですけど、Aを元の姿に戻してくれたら学校許すという言葉が今自分の胸に刺さっています。そういう責任のある会の会長を務めさせていただきますが、本当に各委員の皆様が色々なお立場から出ていただいておりますので、安心しております。また森教育長さんをはじめ、事務局の方々のご支援をいただいて、微力ではありますが会長職を努めたいと思いますので、なにとぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(前田副会長)

こんばんは、私は副会長を仰せつかりました、津市スクールカウンセラー代表の前田なおみと申します。私も少しだけお話をさせていただきますけれども、今日もカウンセラーとして学校現場に行っておりました。その中で保護者、子どもともカウンセリングしてまして、その後で学校の先生方から日々のトラブルにおける対応についての相談がありまして、最近の私のスクールカウンセラーの仕事なんです、子ども保護者、あるいはその関係の方々を大事にして進めたいと思っているところが、学校の先生の相談が半分ぐらいありまして、そういうやはり先生方の悩みというのは大きいなと感じております。今日、色々お話を聞かせていただいて、今後の私のスクールカウンセリングの参考とさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

(川合会長)

それでは事項書4の津市立小中学校におけるいじめの状況について事務局からご提案をお願いしたいと思います。

(教育研究支援課長)

教育研究支援課の奥田でございます。よろしくお願いたします。すみません着座にて失礼いたします。

それでは津市立小中学校におけるいじめの状況についてご説明申し上げます。まず資料3-1をご覧くださいませようお願いたします。これまでのいじめの認知件数の推移を見てみますと、平成26年度の小中学校の認知件数は124件に對しまして、令和3年度は573件のいじめが報告され、およそ約4.6倍となっております。これは三重県、全国でも同様の傾向がみられ、三重県が約4.7倍、全国が約3.3倍の増加となっております。いじめについては、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめについて、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係がなく他の児童生徒が大人に心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと再定義され、積極的な認知が進められるようになりました。認知件数の増加にはこのような背景もあると考えております。次に②令和3年度に報告されましたいじめの発見の主なきっかけについてご説明申し上げます。令和3年度に報告があった573件のうち約58パーセントにあたる333件がアンケート調査等により発見されています。本市では学期に1回以上のアンケート調査を実施し、早期発見に努めており、いじめの発見の有効な手段であると考えております。次に③いじめの対応別件数につきましては複数環境可の結果となっておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。小中学校ともに冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるという事が最も多く、小学校では166件で36パーセント。中学校では83件で58パーセントを占めています。これに仲間はずれ、集団による無視をされるというものを合わせると、主に言葉によるいじめが小学校で全体の46パーセント。中学校で全体の63パーセントを占めています。それに対して、叩かれたり蹴られたりするといった暴力を伴ういじめについては、特に小学校で増加傾向がみられひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりするとされたいじめが、令和2年度13件から令和3年度には63件に増加しています。またパソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるというものが小学校、中学校ともに令和2年度から増加しており、小学校で10件、全体の2パーセント。中学校で13件、全体の9パーセントありました。次に④のいじめの状況につきましては、令和3年度に発生したいじめのうち、令和4年度12月現在小学校8件、小学校10件が解消に向けて取り組み中となっております。こちらにつきましては大きなトラブルとなっている事例はなく、各校の方針で解決の目安とされる3ヶ月を超過して見守りを続けているため、現在も取組中となっております。

次に、資料3-2をご覧くださいませよう願ひいたします。本年度、12月末時点の状況をまとめております。①月別いじめの認知件数は、小学校344件、中学校58件、計402件となっており、特に、アンケート調査の行われることの多い6月と10月の認知件数が多くなっています。次に②いじめ発見の主なきっかけでございますが、令和3年度と同じく、アンケート調査等による発見が多くなっています。続いて③いじめの態様につきましては、令和3年度と同様の傾向が見られ、小中学校合わせて、冷やかしゃからかい、悪口、仲間外れ、無視という主に言葉によるいじめが最多となっております。さらに小学校における、ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりするという暴力を行うものの件数が多い結果となっております。参考として、下に主な事例を記載させていただきます。次に④いじめの状況につきましては、認知した402件のうち、解消しているものが182件、解消に向けて取組中が220件となっております。いじめの解消については、津市いじめ防止基本方針において、解消の要件の一つとして少なくとも3カ月心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態としていることから、各校において取組中となっている件数が多くなっております。今後につきましても、いじめ防止対策推進法やいじめの従来自体の調査に関するガイドラインに基づいた対応の徹底を図り、全ての児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう指導および支援をしてまいります。以上でございます。

(川合会長)

ありがとうございました。先ほどの奥田課長様の御提案につきまして、御意見、御質問がありましたらお受けしたいと思ひますがいかがでしょうか。

それでは時間がもったいないので少し私のほうから、2013年にいじめ対策基本法ができ、またいじめ防止基本方針に基づいて色々な取組が行われていると思うんですけども、先ほど、いじめの定義がある意味変わって、この中で認知件数が増えてきたという御指摘がありました。津市においては令和2年度と令和3年度においては4.6倍、いじめの認知件数が増えていますが、それについて何か原因があれば教えていただきたいのと、もう一点、小学校で、令和3年度の63件ですか、それで令和2年度13件ですので、いじめやからかいというのは例年多いんですけども、特に突出して多くなっていますが、何か分析等があればお教えいただければと思ひますが、よろしいですか。

(教育研究支援課長)

失礼いたします。先ほど説明をさせていただきたいじめの定義の周知が図られたというところが大きいというふうに思っております。生徒指導の委員会等

でも、または学校に調査をかける段階におきましても、再度いじめの定義について、職員の方で周知をさせていただいて、積極的な認知を進めれるようお願いをしているところです。その結果、先ほどのいじめや加害者の対応につきましても、そういうようなかたちで挙がってきているというケースが増えてきているというのがあります。

令和2年、令和3年の13件、63件というところにつきましても、同じようにしっかりと先生方が子どもたちの様子を見ていただく中で、内容として挙がってきているものは広く使えないというものではありませんけれど、しっかりと積極的に進める中で、その数値が伸びているというふうには思っています。

(川合会長)

その背景に、例えばコロナ禍において、子どもたちの変化と申しますか、プレッシャーと申しますか、例えば黙食の給食の中で食べるの嫌だっというふうに大声を出して、その自分の抑圧された気持ちを表現しているということにも耳にするんですけども、そういったものは背景にはないのでしょうか。

(教育研究支援課長)

新聞等でも、そのような影響ということが示されたりしておりますが、やはりその影響であるとか、子どもたち同士で会話する機会が減ったりとか、直接関係を作るのが難しかったりとかというようなところから、それも影響があるというふうに考えてます。

(川合会長)

ありがとうございます。そうしましたら委員の皆様いかがでしょうか。お願いいたします。山下様。

(山下委員)

少し教えてほしいんですが。基本的なこと、カウントの仕方、件数の上がり方ですが、例えばいじめっこA君がいます。A君はある子をいじめました。この場合と、A君が1人、2人、3人、4人、5人いじめました。この場合のカウントの仕方って変わりますか。

それと学校数が少しわかんないですけど、地域による差というところで、津市さんはすごい大きいんですけど、地域によるばらつきになると、学校によってなんかもうすごい少ないところとか多いところとかその分布ってどんな感じかなと、あとはもう令和2年と令和3年度のアンケートによる取組で、発見のがドンと上がってるのは、これはなんでだろうということなんです。

(教育研究支援課長)

カウントの仕方でありませけれど、こちらは被害者の数という形で書いております。

地域によって確かにいじめの件数が、まだゼロというような形で報告している学校もあります。それで、数として児童生徒数が多いところは、比例してとしては多いというふうに感じております。

(川合会長)

山下委員様、よろしいでしょうか。

(山下委員)

はい。

(川合会長)

他に。はい。

白山様お願いいたします。

(白山委員)

いじめ発見、早期発見がとても大事ということはもちろんなんです。あとアンケート調査、これが一つの大きなきっかけになっていることなんです。そのアンケート調査は、津市の学校の中で、例えばこういうかたちで進めているとか、何月にやるとか、年に何回やるとか、それに学校ごとにばらつきが出てしまっているのかとか、少し具体的なアンケート調査をこういう様式でやっているとか、学校ごとでやり方の違いで認知件数が変わってしまうということがあってはならないと思うので、その辺りのところを少し教えていただければと思います。

(教育研究支援課長)

アンケートの形式につきましては、教育委員会から学校に示させていただいて、それを用いてアンケートを取っていただいているというような状況です。それから先ほどもありましたけれど、学期に一回以上というような形で、学校の方でアンケートを実施するというふうに行っているところでもあります。

(学校教育・人権教育担当理事)

補足ですが

(川合会長)

はい。

(学校教育・人権教育担当理事)

すみません。

伊藤でございます。よろしく申し上げます。先ほどのアンケート、なんですが、以前はばらばらで実施しておりましたが、やはりこういう統計をさせていただくのに、学校の捉えがまちまちであったということ、それからもう一つは、無記名と記名ではずいぶん挙がってき方が違うのではないかということ。記名が良いのか無記名が良いのか。学校側はやっぱり記名じゃないと子どもを把握できないじゃないかと言うんですが、ただ記名だと中々本心で書ける子がいないんじゃないか、それで無記名の方が良いんじゃないかと色々考えた結果、無記名なんだけれども、子どもが訴えたかったり、大人が誰かに伝えたいときには名前が書ける人は書いてくださいというふうな形で、自由に名前が書けるという、そのような形にしていって学校によっては挙がってきたものが、そういう無記名になったとしても、こういう子がいるんだということできっと受け止めながら学校の様子を見て、この子が誰なんかというのは無記名だとわからない場合もあるんですけども、そこはしっかりと捉えながら、学級づくりをしていく方向に持っていくという材料にもさせていただいています。

(川合会長)

理事、この資料5を見せていただいておりますが、津市教育委員会さんが作られた全校共通のでございますよね。

(学校教育・人権教育担当理事)

そうです。以前はなかったですけども、ちょうどこの統計の27とか28辺りでこれを統一して、ある程度このようなものにというふうなことで示させていただきました。

(川合会長)

ありがとうございます。それで、この保存期間は5年ぐらいですか。

(学校教育・人権教育担当理事)

あと、記入があったりとか、それから重大事態があったりとか、それから少し案件が続いているもの、小学校から中学校とか。そういうものについては保存し

ておくようにというふうなことで対応させていただいております。

(川合会長)

全数保存ではなくって、課題のあるもののみ。

(学校教育・人権教育担当理事)

年数以上。5年以上。

(川合会長)

5年以上ということですか。ありがとうございます。少し報告事項が長くなりましたので、5番の協議事項に移らせていただいてもよろしゅうございますでしょうか。そうしましたら協議事項5番(1)いじめ認知件数の増加について、事務局、御提案をお願いしたいと思えます。

(教育研究支援課長)

事項書5協議事項について御説明申し上げます。事例検討では、事項書5にあります二つの柱を基に御審議いただくことで、今後の学校や教育委員会の取組に活かしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。まずその一点目でございますいじめの認知件数の増加について、それぞれの委員の皆様のお立場から子どもたちの様子や環境の変化等考えられることを御審議願ひたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

(川合会長)

ありがとうございます。今、奥田課長様のほうから御提案がありましたように、いじめ認知件数の増加について、それぞれの立場で、こういう原因で増加をしている要因があるのではないかということをお教へいただけるとありがたいと思えますが、いかがでございましょうか。

(前田副会長)

じゃあ学校現場へ直接入らせていただいている者から、少しお話をさせていたいただきたいと思えます。この認知件数が、かなり令和3年度に大幅に増加しているというのは本当こうびっくりする方もいらっしゃると思えますけれども、これは先ほど奥田課長様がおっしゃっていただきましたように、いじめの概略、概要が変わってきてまして、以前は一定の関係の中でというような文言がその定義の中に入っていたのですけれども、今はその被害者になった子どもの思い、もうこれはいじめや、自分はいじめられてるなという、嫌やなという感覚で、それ

がこちらに届いた時点で、これはいじめだというふうにしているということで、いじめの件数は大幅に上がってきました。それが一つ目と。あと二つ目は、やっぱりこのコロナ禍の状況の中で、子どもたちのコミュニケーションが非常に取りにくくなって、もう御存知の方もいらっしゃると思いますけども、間隔を開けるとか、マスクをする、それから黙食、いろんな制限が出てきて、本当に子どもたち同士楽しく遊ぶということが少なくなってきて、お互いの悩みとか楽しいことを話すという事も少なくなってきて、段々とかう伝え合う事がなくなってきた、そうするとそんな中でなんか言葉の行き違いで、トラブルになった時に、それを補助する言葉とか伝え方が中々うまく相手に伝わらない、そうして段々とそれが嫌な感情とか、自分はいじめられてるのではないかなとか、そういうふうな事がどんどんこう妄想で広がってきたり、あるいは実際にそうであったりという事で、そういう言葉の伝え方がうまくいかない、そういうような事がでてきて、またこういじめだというふうに認知される件数が増えたということも1つだと思います。

もう一つだけ、それから、特別に支援を要する子どもさんの数がこの間も新聞に出ておりましたけども、2022年の子どもさんの数、特別支援を要する子どもさんの数が8.8%というふうに出ておりました。それで2012年度の結果が6.5%ぐらいだったという事なんですけども、そこからやっぱり大幅に増加をしてるというふうに報告されて、文部科学省からも詳しく報告されておりましたけれども、実際には教室に一般の普通の特別支援学級でなくて普通の通常の学級の中にこういった特別に支援を要する子どもさんが、これ以上いらっしゃるんです。いわゆるよくグレーゾーンという言葉を使いますが、特別支援を要するまではいかないけれど、その少し手前かなというようなお子さんもいらっしゃるって、教室の中にはその8.8%どころじゃなくって、2割から3割の子どもさんがいらっしゃると思います。それでその中で色々な特別支援的な困難を持っている子どもさんがいて、例えば、お医者さんもおっしゃいますけども、自閉症のお子さんであるとかADHDのお子さんであるとか、そういう色々な多様なお子さんがいらっしゃるという中で、うまく自分を表現できない、そこから喧嘩になったりとか、かっとなったりとか、パニックになったりということ、疎外をされたりとか無視されたりとか、そういうふうな中でいじめというようになっていくというような事も増えてきております。そういう色々な実態があるので結果的に増えてるんじゃないかなというふうに思っております。

(川合会長)

ありがとうございます。文科省も新定義の中で認知件数が多いから駄目だという事ではなくて、認知件数が多いという事は初期の段階でしっかりといじめ

を把握し、それを認知して報告を上げるという事は、その市町の取組がいけないという事ではなくて、反対にいい方向でとらえた方がいいんじゃないかというふうに文科省は言ってるんですね。そのへん、大学のお立場で鎌塚先生何かありましたらお願いしたいと思いますが、時間も制限されおりますので。

(鎌塚委員)

大学にはいじめとかはないので、小中の現場のことは私は分からないので、的外れかもしれませんが、加害者に対するケアというのは、もちろん被害者のケアは当然考えていかなきゃいけない、加害者をもう一回加害者にさせないこととか、解決した後にもう一度同じような事例をさせないために学校として何かできないでしょうか。

(川合会長)

先ほどのご質問とも重なりがあると思うんですが、課長様いかがでしょうか。

(教育研究支援課長)

加害者のほうですけども、しっかりと加害者がなぜそのような行為になったかという事を加害者にしっかり寄り添いながら、その背景を探ることで単にいじめだから君は加害者だというような感じでいくのではなくて、そもそもその背景を解決していくっていう事も学校としては、寄り添いながらやっていくというような形で、被害者、加害者両方のケアをしております。

(鎌塚委員)

カウンセラーの方と先生方が中心になってるんですけど、先生方は教育の専門家ではありますけども、いじめを解決するための専門家ではないですよ。そう思うと研修とか、そのいじめを先生方が発見したときのために、いじめに対する研修もあっていいのかなと思うんですけども。

(教育研究支援課長)

生徒指導の委員会とか研修の機会でお伝えしながら、先生方に研修に参加していただくとともに、それぞれの学校の中でいじめに対する研修を進めていただいて、またスクーカウンセリングの先生方と色々、連携させていただいています。先ほども前田スクールカウンセリングからもありましたけれど、先生方の相談という形でフォローをしていただいてサポートしていただいてという様な形で研修を進めていただいているような状況でございます。

(川合会長)

ありがとうございました。ケース会議をいじめなどがあると思うと持ちますよね。その時に例えばスクールソーシャルワーカーさんであったりとか、スクールカウンセラーであったりとかという福祉の方も入っていただくこともあるんですけども、そういう多方面から見てこの会議自体もそうだと思うんですけども、そういった所からスーパーバイズしていただいて、解決の糸口を見つけていくというのも一つの手かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。お医者様の立場でいかがでございましょうか？

(山城委員)

コロナ禍という事に関してはストレス面、よく遊んでコミュニケーションが現実に取りにくいというソーシャルディスタンス的な面がそれは確かにあるのかなと思います。今後そのゴールについても色々言われてるわけで、最終的にどこが落としどころかまだちょっとわかってないところがあるんですけど、そうなることで果たして解決できるかどうかは見てみないと、実際これが原因だったのかっというのは、少しわからないところも、まだ判断しきれないところもあるのかなと思います。あと特別支援に関してはやっぱり少し、なぜこれがすごく増えてるのかは原因がわからないんですけど、増えてると言われてますよね。それで中々そういう事例に対して個々の対応をしていくのは大変なことだと思うので、僕も妙案はないんですけど、それに関しては親御さんも、自分の子どもがそういうグレーゾーンであるという認識があるかによって変わってくると思うので、デリケートな問題も解決することが増えてくるのかなと思います。かといって仕方がないという言う方にはならない、解決してもらわないといけない。仕方がないというのは言い方に少し語弊があるかもしれませんが、原疾患はあらためて様子を見られるってわけじゃないので、これも結局マンパワーになってくるのかなと思うんですけど、中々パッと解決するのは難しい問題かなと思いますね。

(川合会長)

毎日、医療の最前線から子どもさん見いらっしゃる先生からのお話や御意見等を拝聴しました。ありがとうございました。。

(山城委員)

これは正直、児童精神というカテゴリが正直言ってジェネラルというか一般的なところなので、そこは餅は餅屋みたいなどこあると思うんですけど、まあそういうところでは。

(川合会長)

ありがとうございました。人権擁護委員の立場でこの増加について、何か。

(倉田委員)

いじめの解釈というか定義みたいなものが、客観性から当事者の主観に変わってきてるような気がします。それは私は良いことだとは思いますが。だから課長さんが仰ったように、無記名だったら全部さらけ出してると思うと、やっぱり増えてくることになって、客観性だったらやっぱり周りが見て、その事象というか、何というか客観的に見て、今行っていることだけでいじめとなるよりは、自分が思う内面のところで、主観に重きを置いて定義というか概念を定めたら増えるのは当然かなと思ったりします。

それではこれをどのように解決していくかという事を考えると、子どもたちは学校での生活もあるものの、やはり家庭での生活もある。それ以外のところでも地域での生活など、地域、家庭を何も議論せずに学校だけで議論しているのかなとか思ったりします。それで私ども津市人権擁護委員協議会としては、色々な学校で人権教室というのを、小学校または保育園とか幼稚園でやっております。そういったところの意識づけとか、仲良くしましょうとか、そういったところの大人が見たら本当に物足りないみたいな人権の概念になってきますけど、子どもたちの10何歳程度、12、13歳、4年生ぐらいは大体在籍されますので、その辺りの年齢の人権のことを諭すというか教えることについて、我々大人から見たら何でもない当たり前のことを言うようなところにはなりませんけど、子ども自身がそれを受けてさらに何か心に残るものをずっと持ちながら成長していくということは良いことになると思っていますので、私たちはそういったことを年間、津市の場合ですと幼稚園、保育園、小学校入れて30件以上は対応していると思います。それが効果になってるのかどうかというのはわかりませんですけど。あと夏休みに、人権作文というのを書いていただいて、コンテストをすることを取り組んでおります。一人一人が人権に対する日常生活の中での捉え方、それを子どもさん自身が一つ一つ文章で表現できるということは、やはり一つの心の中に人権の核ができるみたいなのところがあるのかなとは思って、実際審査するのはものすごい大変なんですけど、そういった効果を思うと、毎年毎年やめられないなと思います。以上です。

(川合会長)

ありがとうございました。時間も19時10分回りましたので、協議事項の(2)解決が困難な事例について御提案などをお願いしたいと思います。

(教育研究支援課長)

お願いいたします。(2) 解決が困難な事例について、御審議いただきたいと思っております。本日お配りしている資料6は、今年度12年ぶりに文部科学省により改定されました生徒指導提要の抜粋となっております。その中に、問題が複雑化し対応が難しくなりがちなケースとして①から⑧のケースが挙げられております。現在、学校でのいじめに関する問題の解決が困難となっている事例として、いずれも当てはまる部分がありますが、特に⑧に関連して、学校と保護者の関係、保護者同士の関係から解決が困難となっている事例がございます。加害の子どもと保護者は謝罪の意向があるから、被害児童の保護者が謝罪を受け入れないと主張し、謝罪の場を持つことができず問題が解決できない事例や、加害側の保護者が、相手の側にも原因の一因があると主張し、謝罪や話し合いに応じず解決できないでいるというようなことがあります。このように様々な要因により、解決が難しくなりがちなケースについてそれぞれの立場から必要な視点や対応等について御意見いただき、今後の取組に活かしていきたいと考えております。委員の皆様、よろしくをお願いいたします。

(川合会長)

ありがとうございます。生徒指導提要というのは生徒指導を行うバイブルみたいなもので、改定されました。その改定の中でいじめの問題が複雑化し対応が難しくなるケースが増えたというのを事務局の方では強く感じられている。ですので、例えば事例1について、なぜこういうふうになっているのか、例えば参考事例の2何かの場合、こういうふうな謝罪に応じないため解決できずにいる、という現在解決に向けて各学校や学園までは努力されていると思いますが、それに関しまして、対応が難しくなっているケースについて何かアドバイスがありましたら、それぞれの立場でお願いしたいと思いますがいかがでございましょうか。山下様よろしく申し上げます。

(山下委員)

先生方とは違う話になるんですけども、実はこれ話を聞いていて当事者の子ども同士がどう解決しているかというのが見えてこないんですけども、そこ切り分けると駄目なので、子どもの解決に関して子ども同士がいじめられていた側といじめていた側が、まずは仲直りするのと親同士はまた別じゃないですか。親同士はそれこそスクールロイヤーじゃないんですけども、法的な部分とかであれば専門の方に入ってもらおうとかしていかないと先生だけで両方とも解決するのはとんでもないことだと思いますし、そこは少しドライな感じになるかもしれないけど、別の問題でも考えていく方がいいかなとは個人的には思ってる

んですけども。

(川合会長)

白山先生いかがでしょうか。

(白山委員)

なかなか、子どもの問題、大人の問題と切り分けられないというところが実情かと思います。やっぱり保護者は色んな思いがある中で、保護者の立場で子どものためにという思いで、結果的に子どもを巻き込む形になってしまっているケースがあるように感じています。ただ客観的にみると、本当にこれが子どものための行動なのかな、子どもの心が置き去りにされてしまっているのではないかなと疑問に思うような場面も多くあります。また、スクールロイヤーなどの会議に参加しておりますと、保護者の皆さんからのご意見は色々なものがあるなど、それに真摯に向き合おうとされている教員側も大変苦勞されているな、疲弊されているなど感じることも多々あります。毎日の授業の準備などでも激務の中、教員としての本来の業務とは少し離れたトラブル解決のような部分にまで現場の教員が背負わされているというのは、教員のメンタルという面で心配です。そのあたりの現場の教員に対するケアと、いじめ問題を適切に対応できるようにするための研修というものが必要ではないかと思っています。

(川合会長)

ありがとうございました。

(前田委員)

すみません、よろしいですか。

私スクールカウンセラーとして学校現場へ入っていますが、以前は教員もしておりましたので、本当に今白山先生がおっしゃっていただいて、なにか力がついてきたなど、ものすごく元気になるお話を聞かせていただいてありがたかったと思います。いつもスクールカウンセラーとして日々研鑽していかなあかんなど思っている事は、いかに子どもの心に寄り添うか、あるいはこの保護者に寄り添うか、あるいは先生の思いに寄り添うか、そういう事をいつも常々考えているんですけれど、この難しさは本当に大変な事です。やっぱり先生というのは指導していかないといけない。それで、子どももちろんなんですけど、保護者にも色々な事を助言していかなければいけない立場から、やっぱり本当に心に寄り添えるのかという所なんですよね。私たちもそうなんですけども、だから本当の気持ち、困り感というのを聞き取れるかどうかがこのスクールカウンセラ

一としての力量だと思うんですけど、中々そこまでいかないんです。かえって反発されたり怒られたり、あるんですよ。そんなこと言ってませんか。そうなんだ、私はまだまだ聞けてないと思って、ごめんなさいというんです。それはどういうことですかというところから入っていくんですけど、そういう事がきちんといじめが起こった時、あるいはそれ以前の指導の中で、きちんと子どもや保護者の心によりそっていれば、ここまで発展しなかったと思うんです。ですから、その先生の研修、どうやって親や子供の本心を聞けるかというようなそういう心に迫る指導ができるかどうかは私は課題かなと思います。

(川合会長)

ありがとうございます。医療の立場ではいかがですか。

(山城委員)

これ今、白山先生とか前田先生がおっしゃった通り、全くその通りだと思います。また山下先生がおっしゃったこともそれはそれでやはり理に適っているということで、中々永遠に何とかクリアカットに出来ない問題じゃないかなと思います。被害を繰り返さないとか、絶対和解してってことは変な話できないことはあると思うんですよ。ただ、そういう事が繰り返されるという事はあっちゃいけないと思うんで、落としどころという少し語弊があるんですけども、何もかもを突き詰めてしまうというのは現実的じゃないかなと思いますけども。

(川合会長)

ありがとうございます。人権擁護委員会の立場ではいかがでございましょうか。

(倉田委員)

今の親をまずは何かカウンセリングするとか、教育するようところが私は大切な気がするんです。子どもは親を見て親の言うことにはほぼほぼ従う。親の悪い態度は子どもにも反映されてて、それらがいじめになっていたりする場合もあるような気がします。今は何でも手軽に結果を得られるようなスマートフォンなどがあつたりして、勝ち負けにすごくこだわるようなところ、損得にこだわるようなところがあつて、必ず何かで自分は得した勝ったというような思いを持たないと駄目なような大人がいるような気がするんです。人権相談の場でも結果的にはそういったものを捨てたら収まりはつくのになと思うようなところはあるけど、自分の人権心がそこまで高まっていないと言ったらおかしいですけど、そういうものがある限り、やっぱり譲れないという、ですからお互いが遠慮しあう、一歩ずつ譲歩しあうといったところをもっと大人たちは、

考えて身に付ける事が出来たとしたら、私はもっとそれらが子どもたちにも反映されてくると思うんです。ですからあまり決断めいたこと言えないんですけど、大人の生き方が、その社会をごたごたさせてるような悪い行いを子どもが見て、それ真似していくというところがある。それを私たちは遮断せずに、常に世の中には悪い大人もいるというようなところでずっときてるから、いじめの根本的な問題は何も解決されていないと。やっぱりそれは、小学校中学校では人権学習とかあるように思うんですが、高校以上になると何もなくて、子ども本人が自分でそのところは律していくというような感じで、何も無いように思うんです。その辺りもっと大人として生きていくための何かをまた高校とか、大学のような時期に私は教育してもいいのかなと思ったりはしますが、やはりそれは社会的な悪い犯罪とか何かに移行していくという事もありますので、なんというか良心の自由は、何をもって良心というかも色々な議論のあるところではありますが、客観的に世の中みんなに受け入れられるような生き方、それらを身に付けてお互いが譲歩しあえる譲りあえる、そうすると親同士のそういうのも無くなってくるような気は私します。

(川合会長)

先ほど人権教育のお話をいただいたんですけど、いじめの構造の場合やはり、被害者の方がいて加害者の立場の人がいて、それを指示する立場の人たちもいたりとか、煽りたてたりとか、全く無関心でいたりとかという構造が、やっぱり大人の中にもあって、こういう複雑なというか、謝り切れないとか受け付けませんとかというふうな風潮の中で行われているのではないかなというような気がしてならないんですね。ですので、その辺のあたりをどういうふうにかこう啓発していくのかという事であったりとか、職員研修の中でどのようにやっていけばいいのかというあたりをこれからも少し考えていく必要があるのかなというふうに思います。

(山下委員)

社会福祉士の立場から言わせてもらいますと、皆さんやっぱり環境に着目してほしいんですね。それで先ほどのいじめの認知件数が増えている数よりも、その質ですよ。中がどういう形になってるか、生活困窮な家庭があつて、それが元に何か問題が起こってないとか、私は主任児童委員として地域の学校の話割と聞くんですけど、やっぱり育児能力が低い家庭で、髪にシラミがある子がいると。それでも子どもって残酷ですから、からかいますよね、それでその子がかかわれた時にいじめというものに繋がってくるとか。あと多国籍異文化ですよ。多文化といいますか、外国籍の子が多い学校はどうだとか。それでその

あたりを見ていかないと対策というのは全然変わっていかないと考えますし、ただなんかその分析をしっかりしていただくと、どういった関係でどういった傾向があるというのが出てくるのかなと。でそれであれば、学校の先生では大変ですから、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤーとかいろんな専門機関に入ってもらおうとか、そういう風にしていかないと大変かなと。そしてこの件に関しましてもそういった意味で言わしていただいたんですけども、全てを抱えてしまうと絶対無理ですので、そこは要因分析して行って、この部分はこの専門家が、この部分は学校にとやっていかないと、かなり大変。学校で働けない、学校で話聞くのも嫌や、もう無理となる。その辺りは少し工夫していただくといいかなと思ってます。すみません時間取らせて。

(川合会長)

ありがとうございました。もうそろそろお開きの時間が近づいてきましたので、ちょうど山下さんのご意見がなんかまとめのようなお話をしていただいたように思えますし、やはりしっかりといじめの事象を一つ一つ分析し、いったいどこに加害者がどんな思いでやって、被害者の立場に寄り添うというのがあって、なぜそういう思いをさせられなければならないのかというところに立って、解決に向かって専門家の方々にもご意見を拝聴しながら、取り組んでいく事の大切さを教えていただいたように思います。時間になったんですが最後に奥田課長さん何かございましたら、お願いしたいと思いますが。

(教育研究支援課長)

今日の意見を頂きまして本当にありがとうございます。今後の取組に活かしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(川合会長)

ありがとうございます。それでは6番の諸連絡を事務局からお願いしたいと思っております。

(事務局)

失礼いたします。事務的な連絡でございます。事前に請求書の方はお送りさせていただいておりますので、本日お持ちいただいている物がございましたら、お帰りの際に事務局の方にご提出いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(川合会長)

ありがとうございました。それでは、全ての協議事項及び連絡事項は終了いたしました。以上を持ちまして令和4年度第1回津市いじめ対策会議を終了いたします。どうもありがとうございました。